

愛知県アレルギー疾患医療連絡協議会設置要綱

(目 的)

第1 「アレルギー疾患対策基本法」(平成26年6月13日法律第67号)及び関係法令等に基づき、本県のアレルギー疾患対策の推進を図るため、愛知県アレルギー疾患医療連絡協議会(以下、「連絡協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2 連絡協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 愛知県アレルギー疾患医療拠点病院(以下「拠点病院」という。)で実施する調査、分析を参考に、地域におけるアレルギー疾患の実情を把握すること
- (2) 拠点病院を中心とした診療連携体制の在り方を検討すること
- (3) 情報提供(患者やその家族に対する定期的な講習会、地域住民に対する啓発活動等)に係る施策を企画、立案すること
- (4) 医療人材の育成(アレルギー疾患に携わる医療従事者の知識や技能の向上に資する研修等)に対する拠点病院の関わり方を検討すること
- (5) 福祉人材等の育成(保健師、栄養士や学校、児童福祉施設等の教職員等への講習会等)に対する拠点病院の関わり方を検討すること
- (6) 拠点病院の活動実績等を定期的に評価すること並びに拠点病院の選定及び見直しに関すること
- (7) その他アレルギー疾患対策全般の施策に関すること

(構 成)

第3 連絡協議会は、次の各号に掲げる者のうちから保健医療局長(以下「局長」という。)が指名する委員をもって構成する。

- (1) 拠点病院の関係者
- (2) 保健医療福祉関係者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) アレルギー疾患医療を受ける立場にある患者や住民その他関係者
- (5) 関係行政機関の職員

2 委員の人数は17人以内とする。

(任 期)

第4 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 長)

第5 連絡協議会に会長を置く。会長は委員の互選により選任する。

2 会長は、連絡協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代行する。

(運 営)

第6 連絡協議会は、局長と協議の上、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、連絡協議会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7 会議は原則公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、会議の議決により会議の一部又は全部を公開しない旨の決定をしたときは、この限りではない。

(1) 愛知県情報公開条例（平成12年3月28日愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して調査審議等を行う場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

(庶 務)

第8 連絡協議会の庶務は、保健医療局健康医務部健康対策課において処理する。なお、連絡協議会の事務局業務を委託した場合は、受託者において全部又は一部を処理するものとする。

(雑 則)

第9 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関して必要な事項は、局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。